

令和6年6月14日
総務部職員課

在宅勤務型テレワークの試行実施について

I C Tの活用による職員のワークライフバランス推進及び業務効率化を図るため、下記のとおり在宅勤務型テレワークを試行実施する。

1 試行実施時期

令和6年8月下旬から開始

2 対象職場

出先施設を含む全職場

(児童館、保育園、きつずクラブ、学校、幼稚園は業務性質上対象外)

3 対象職員

一般職の常勤職員

(条件付採用期間中の職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員、育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員を除く)

4 対象業務

庁内L A N端末及び公用携帯電話にて対応可能な業務

5 就業場所

職員の自宅

6 勤務時間

正規の勤務時間(勤務時間の臨時変更は利用不可)

7 実施単位及び上限

原則1日単位、週1日を上限。休暇との併用時は時間単位の実施も可能

8 超過勤務の実施

原則、超過勤務は行わない

9 環境整備

テレワーク端末及び公用携帯電話、各350台配備